

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第19号に掲げる潜水器漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和7年1月28日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
あわび潜水器漁業	1人	定めなし	東共第19号共同漁業権漁場の区域	4月1日から7月31日及び11月1日から翌年3月31日まで	東共第19号共同漁業権の漁業権者	令和7年1月28日から令和7年3月7日まで	1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
	3人		東共第21号共同漁業権漁場の区域		東共第21号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第23号共同漁業権漁場の区域		東共第23号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第25号共同漁業権漁場の区域		東共第25号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第27号共同漁業権漁場の区域		東共第27号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第29号共同漁業権漁場の区域		東共第29号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第31号共同漁業権漁場の区域		東共第31号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第37号共同漁業権漁場の区域		東共第37号共同漁業権の漁業権者		
なまこ潜水器漁業	1人	定めなし	東共第19号共同漁業権漁場の区域	4月1日から4月30日及び10月1日から翌年3月31日まで	東共第19号共同漁業権の漁業権者	令和7年1月28日から令和7年3月7日まで	1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
	3人		東共第21号共同漁業権漁場の区域		東共第21号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第23号共同漁業権漁場の区域		東共第23号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第25号共同漁業権漁場の区域		東共第25号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第27号共同漁業権漁場の区域		東共第27号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第29号共同漁業権漁場の区域		東共第29号共同漁業権の漁業権者		
	1人		東共第31号共同漁業権漁場の区域		東共第31号共同漁業権の漁業権者		

	1人		東共第 37 号共同漁業権漁場の区域		東共第 37 号共同漁業権の漁業権者		
うに・ほや潜水器 漁業	1人	定めなし	東共第 19 号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 翌年3月31日まで	東共第 19 号共同漁業権の 漁業権者	令和7年1月28日から 令和7年3月7日まで	1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
	3人		東共第 21 号共同漁業権漁場の区域		東共第 21 号共同漁業権の 漁業権者		
	1人		東共第 23 号共同漁業権漁場の区域		東共第 23 号共同漁業権の 漁業権者		
	1人		東共第 25 号共同漁業権漁場の区域		東共第 25 号共同漁業権の 漁業権者		
	1人		東共第 27 号共同漁業権漁場の区域		東共第 27 号共同漁業権の 漁業権者		
	1人		東共第 31 号共同漁業権漁場の区域		東共第 31 号共同漁業権の 漁業権者		
	1人		東共第 37 号共同漁業権漁場の区域		東共第 37 号共同漁業権の 漁業権者		
	1人		東共第 39 号共同漁業権漁場の区域		東共第 39 号共同漁業権の 漁業権者		
うに・ほや・かき潜 水器漁業	1人	定めなし	東共第 29 号共同漁業権漁場の区域	4月1日から 翌年3月31日ま で	東共第 29 号共同漁業権の 漁業権者	令和7年1月28日から 令和7年3月7日まで	1 許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない